様式第１別表　機械器具調書について

機械器具に記載する器具は水道法により下記の器具が必須となっています。

（種別）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称）

切断用の機械器具・・・・・・・・・・・・・・・　金切りのこ

現物確認のため

写真を添付

６物品

加工用の機械器具・・・・・・・・・・・・・・・やすり,パイプねじ切り器

接合用の機械器具・・・・・・・・・・・・・・・トーチランプ,パイプレンチ

水圧テストポンプ・・・・・・・・・・・・・・・・水圧テストポンプ

（厚生労働省令で定める機械器具）　参考

水道法施行規則第20 条

法第25 条の3 第1 項第2 号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四 水圧テストポンプ

水道法第25条の3

水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも

適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

**一　事業所ごとに、次条第１項の規定により**

**給水装置工事主任技術者として選任される**

**こととなる者を置く者であること。**

**二　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。**